

海外安全対策情報
(2018年1月～3月分)

在フィリピン日本国大使館

1 治安情勢

(1) フィリピンにおいては引き続き強盗・窃盗事件や銃器を使った殺人事件が多発している。フィリピンにおいては銃規制の緩さから些細なもめ事でも生死にかかわる事態に発展する危険性があることを十分認識し、特に夜間は歓楽街や人通りの少ない裏通りの一人歩きを避ける、万一被害に遭った際は無理な抵抗はせず冷静に対処する、口論や争いを避け他人の恨みを買わないよう言動に注意する、など慎重に行動する必要がある。

(2) マニラ首都圏においては、邦人観光客が睡眠薬強盗や窃盗・スリ被害に遭う事案が跡を絶たない。睡眠薬強盗や窃盗の被害を防止するためには、親切そうな人について行ったり、良く知らない人を自分の部屋に招いたりといったことをしないことが重要である。犯人は老若男女いずれの場合もある。また、スリ対策としては、日本人は狙われる対象となりやすいことを自覚して、自身の持ち物から注意をそらさないことが必要である。また、常に金品を分散しておくことも有効である。

2 一般犯罪・凶悪犯罪の傾向

(1) フィリピン国家警察が発表した犯罪統計によれば、2018年1月から3月までの犯罪種別の内訳は以下のとおり。

殺人 2, 219件 (うち殺人1, 693件, 傷害致死・過失致死526件)
傷害・殺人未遂 5, 401件
強姦 1, 779件
強盗 3, 011件
窃盗 6, 198件
自動車盗・オートバイ盗 1, 266件

(2) 邦人被害事案

(ア) 1月及び2月、首都圏の観光地やショッピングモール等日本人が多く訪れる場所で声をかけられ、誘われるまま飲食を共にすると睡眠薬で意識が朦朧となり、気がつくとホテルや路上に一人で放置され、金品が盗まれたりクレジットカードが悪用されるという、いわゆる「睡眠薬強盗」が複数発生。

(イ) 2月及び3月、首都圏マカティ市のショッピングモールで比人女性2名から誘われ同人らの自宅を訪れた邦人旅行者が、同人らの友人女性をマッサージしたところ、女性を傷つけたので警察に突き出すと脅迫され、現金を支払わされるいわゆる「美人局(つつもたせ)」が複数発生。

(ウ) 2月、首都圏マカティ市からのタクシーに乗車中、第三者が乗り込んで来て、刃物で脅迫され、金品を強奪され負傷する事案も発生。邦人被害ではないが、

マカティ市で乗車した外国人旅行者がタクシー運転手から現金を強盗される事案も発生。

(エ) 10月～12月、首都圏マニラ市エルミタ地区やマラテ地区にて、バイクに乗った男にバック等をひったくられる事案が複数発生。

(オ) 10月～12月、首都圏マニラ市エルミタ地区やマラテ地区、マカティ市、パサイ市等のレストランや路上等で置き引きや窃盗被害が多発。犯行グループの手口は、①レストラン等で被害者が目を離した隙に鞆や金品等を盗む置き引き、②現金を落とした振りをしたり、仲間が話しかけて被害者の気を引いている間に鞆や金品等を盗むスリ、③路上歩行中につきまとう間に金品を盗むスリや、④狭い通路を塞いで逃げられない状況で窃盗するなど多様。

(3) 邦人以外の被害事案

3月、邦人旅行者も多数宿泊するマニラ首都圏エルミタ地区のカジノ・ホテルで火災が発生。ホテル従業員ら6名の死亡者が出た。宿泊していた邦人旅行者も煙を吸ったり、荷物が損傷・汚損する等の被害を被った。報道によれば、スプリンクラーや火災報知器等の防火設備が不十分だった可能性も指摘されている。

3 テロ・爆弾事件発生状況

10月にドゥテルテ大統領がミンダナオ島マラウイ市の解放宣言を出したが、ミンダナオ地域全域への戒厳令は継続している。同市解放後も過激派組織関係者の捜索等が継続されており、流動的な治安情勢が続いている。特に、ミンダナオ地域では、依然として一部イスラム系武装組織と治安当局との衝突で多数の死傷者が生じている。

また、フィリピン全土で活動しているフィリピン共産党の軍事部門であるNPAについては、NPAからの多数の投降者を政府が宣伝する一方、フィリピン共産党側は政府の宣伝を虚偽と指摘するなど引き続き対立状況が続いており、NPAと当局の衝突は、ルソン地方からミンダナオ地方まで全国にわたり、各地で死傷者を出している。

4 誘拐・脅迫事件発生状況

特になし。

5 日本企業の安全に関する諸問題

当地においては、一般的に企業及び個人に対する恐喝、脅迫、誘拐等が少なくな、日系企業（社員）に対する脅迫事件も発生するなど、進出日系企業関係者は、企業自体及び社員の安全に関し常時注意を要する。特に、NPAは、マニラ首都圏やセブ首都圏などの都市部を除き、地方に展開する民間企業に対して、環境破壊、住民搾取等の名目で「革命税」を要求し、企業側が応じない場合には、企業への脅迫、恐喝等の行為や襲撃等を繰り返していることから、現地採用職員の動向も含め、日頃から情報収集を行うなど十分な注意が必要である。また、首都圏から遠隔地に所在する日系企業では、アブサヤフ・グループ等イスラム系反政府武装勢力の動向

には細心の注意を要する。

6 その他

(1) 1月から3月にかけて、ルソン島南東部マヨン山の噴火により、フィリピン当局が警報レベルを危険な噴火が差し迫った状態であるレベル4としていたが、3月にはレベル3に引き下げ、5月現在レベル2となっている。フィリピンは火山、台風、地震等の自然災害の可能性もあることから、報道やメディアを通じて気候・自然の動向にも留意する必要がある。

(2) 2017年7月施行の大統領令により、所定の喫煙場所以外での喫煙が全国で禁止されたことから、所定の喫煙場所以外で喫煙した場合、罰金刑の対象となることに注意する。また、所定の喫煙場所以外で喫煙した場合、喫煙が恐喝の理由にもなり得ることにも留意する必要がある。

(3) フィリピンでは、女性や子供に対する暴力は刑事事件の対象となることから、自身の家族や友人である女性への暴力や、たとえばレストランで騒いでいる子供への叱咤も罪に問われる可能性があることに留意する必要がある。

以上